

長崎県IHEAT運用要領

Ⅰ. 本要領の趣旨と用語の定義

(1) 本要領の趣旨

感染症のまん延時等の健康危機発生時においては、保健所の業務負担の増大が懸念される。これに対応するため、まずは自治体内の人員調整が想定されるが、それだけでは人員が不足する場合、当該自治体の外部からの応援が必要となる。当該自治体の外部からの応援としては、管内市町や他の都道府県等の他の自治体からの応援職員の派遣が想定されるが、広域にわたる健康危機が発生した際には、多くの自治体で同時に業務負担が増大するため、他の自治体からの応援職員の派遣は困難となることが想定される。

このため、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「保健所設置自治体」という。）は、感染症のまん延時等の健康危機発生時に備え、潜在保健師等の活用など、行政機関以外から応援を受けることができる体制の整備が必要である。令和2年9月、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により更なる保健所の体制強化が求められたことを踏まえ、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクを創設し、支援の要請があった保健所等に対し潜在保健師等を派遣する仕組み（IHEAT）の運用を開始した。

さらに、保健所設置自治体が感染症のまん延時等の健康危機発生時に速やかにIHEAT要員による支援を受けられるようIHEATの運用体制を計画的に整備すべく、令和4年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により地域保健法（昭和22年法律第101号）が改正され、IHEATが法定化された。また、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）において、保健所設置自治体は、IHEAT要員による支援体制を確保することとされた。

これらを踏まえ、長崎県におけるIHEATの運用や留意点等について定める。

(2) 用語の定義

ア IHEAT

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合（以下「健康危機発生時」という。）において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みをいう。

イ IHEAT要員

IHEAT運用支援システム（以下「IHEAT.JP」という。）に登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職をいう。主に感染症まん延時における積極的疫学調査等の業務を行うが、当該業務に関する助言や組織マネジメント等の業務を行う場合もある。

ウ IHEAT事務局

IHEAT事務局とは、IHEATに関する管理・運営等を行うため一般財団法人日本公衆衛生協会に設置された事務局をいう。

エ IHEAT.JP

保健所設置自治体におけるIHEATの運用を支援するシステムをいう。IHEAT要員の電子名簿の管理、支援の要請や日程の調整等の管理、研修の管理等の機能を有する。IHEAT事務局がシステムの保守・運用を行う。

2. IHEAT要員の要件及び身分等

（１）役割

IHEAT要員は、保健所設置自治体から支援の要請があった際には、自発的意思により、可能な限り要請に応じて支援業務を行う。また、国や保健所設置自治体で実施される研修を受講し資質の向上に努める。

（２）業務

ア IHEAT要員は、健康危機発生時における保健所等の業務を支援するため、以下の業務を実施する。

- ① 積極的疫学調査等、感染症のまん延等の健康危機に対応するための保健所等の業務
- ② 保健所の通常業務（健康づくり、精神保健、難病対策等）

（※）

※当該通常業務に従事している保健所職員が、健康危機に関する業務に従事できるようになる。

イ IHEAT要員の活動期間、活動場所及び業務内容等は、要請を行う保健所設置自治体とIHEAT要員が協議の上、柔軟に設定する。

（３）要件

IHEAT要員は、保健所等の業務の支援が可能な専門職（※）（地域保健法施行規則第3条）であり、IHEAT.JPに登録されている者とする。

※医師、保健師、看護師のほか、歯科医師、薬剤師、助産師、管理栄養士等

(4) 身分

IHEAT要員は、支援を行う保健所設置自治体において、適切な任用・勤務条件を確保されて支援を行うことが必要であり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に定める会計年度任用職員として任用される。なおIHEAT要員は、IHEAT要員としての業務に関して知り得た情報について守秘義務を有する。（地方公務員法第34条又は地域保健法第21条第3項）

IHEAT要員である会計年度任用職員の任用及び勤務条件等については、別に定める。

(5) 災害補償

会計年度任用職員であるIHEAT要員の災害補償については、当該IHEAT要員が労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第一第十三号に規定する病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業に従事するものと位置付けられることから、原則として労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき実施する。

3. 各主体の役割

(1) 長崎県の役割

長崎県は、県内の保健所設置市と連携し、必要に応じて県内の保健所設置市に対して支援を行うことが求められる。

このことから、長崎県は、県内のIHEAT要員による支援体制を確保するため、平時から県内の保健所設置市における運用体制を把握し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく連携協議会を活用するなどして保健所設置市との協議の機会を設け、各保健所設置市間の役割分担等の調整を主導する。

また、健康危機発生時には、事前に調整した役割分担に基づき保健所設置市に支援を行う。

なお、県内で一元的に実施することが望ましい業務については県が実施する。これらの業務を円滑に行うために、保健所設置市との連携窓口を設置する。

(2) 保健所の役割

保健所は、健康危機発生時に速やかにIHEAT要員の支援を受けることができるよう、IHEAT要員の受入体制を整備し、本庁と連携してIHEAT要員の確保に努めるとともに、県が実施する研修について実践的な訓練を行う等の支援を行う。

4. 平時の準備

(1) 運用体制の構築

長崎県は、IHEATの運用に係る事務局機能を地域保健推進課に設けるとともに、県立保健所及び保健所設置市と運用の手順や役割分担について協議し、本要領の内容を必要に応じて見直す。

(2) IHEAT.JPへのIHEAT要員の登録内容

長崎県は、IHEAT要員に対し、氏名、保持する資格の種類、実務経験年数等に加え、第1及び第2支援自治体について、IHEAT.JPへの登録を依頼する。その際、第1支援自治体と第2支援自治体の登録については、以下のように登録するよう案内する。

【第1支援自治体】

- ① IHEAT要員の居住地又は勤務地の保健所設置自治体を登録する。
- ② IHEAT要員によるIHEAT.JPでの第1支援自治体の登録をもって、地域保健法第21条第1項の当該自治体から要請を受ける旨の承諾をしたものとする。
- ③ 第1支援自治体は、平時から当該IHEAT要員に対し、当該自治体で企画した研修を実施し、平時から関係構築を図る。

【第2支援自治体】

- ① 第1支援自治体が保健所設置市の場合、長崎県を、第2支援自治体とする。
また、IHEAT.JPでの登録をもって、長崎県から地域保健法第21条第1項に規定する要請を受ける旨の承諾をしたものとする。
- ② 第1支援自治体が長崎県である場合は、長崎県が、第2支援自治体となる。
- ③ 長崎県は、当該IHEAT要員に対して、平時に研修の機会の提供その他の必要な支援を行う。

※IHEAT要員が居住地または勤務地を変更した場合の対応

長崎県は、IHEAT要員に対し、IHEAT要員が転職または退職等に伴い居住地または勤務地を変更した場合はできるだけ速やかにIHEAT.JP上で登録情報の変更を行い、第1支援自治体及び第2支援自治体の変更を行うよう案内する。

(3) 運用の手順

ア 募集・広報

- ① 長崎県は、特に、IHEAT要員になりうる専門職の関係団体や医療系大学等と連携して、IHEAT要員の募集や広報を実施する。
- ② 長崎県及び保健所は、特に、地域における外部の専門職や保健所を退職した者等の行政機関での勤務経験者等に対し、IHEAT要員に関する募集や広報を積極的に行う。

イ 名簿管理

- ① 長崎県を第2支援自治体として登録している IHEAT 要員に対し、登録情報の更新の働きかけを行い、IHEAT 要員の名簿が更新されているか IHEAT.JP により確認する。
- ② 長崎県を第1支援自治体として登録している IHEAT 要員に対し、IHEAT.JP に登録されている情報が活用できるよう更新されているか、年1回以上確認を行う。また、支援業務の実績及び研修履歴の更新等も併せて行う。
- ③ IHEAT 要員は、登録内容に変更が生じた場合、IHEAT.JP を通じて自ら登録情報を更新する。

ウ 任用

長崎県は、健康危機発生時に IHEAT 要員を速やかに任用できるよう、あらかじめ、任用方法や給与水準等の任用に係る事項について人事担当部局等を含めて内部で調整を行う。

エ 関係者との協力関係の構築

- ① 長崎県は、県内の専門職能団体や医療系大学等と平時から連携し、協力関係を構築するとともに、IHEAT の制度の周知や IHEAT 要員の確保、研修、派遣への協力などを必要に応じて要請する。
- ② IHEAT 要員の本業の雇用主や直属の上長等が、著しい支障のない限り、当該 IHEAT 要員が要請に応じて支援業務を実施するための配慮をするよう努めることとされている（地域保健法第21条第2項）ことから、IHEAT 要員の本業の雇用主等へ IHEAT 要員に関する情報提供と協力の依頼を行い、協力関係を構築する。

（4）費用の補助

IHEAT要員の派遣や研修等に係る費用については、別途定める。

5. IHEAT 要員の人材育成

（1）基本的な考え方

ア 長崎県は、IHEAT 要員が即応人材として、保健所等において支援する業務の実施方法や手順を理解し実践できるよう、IHEAT 要員の人材育成として、実践的な訓練等の研修を行う。実践的な訓練の内容としては、感染症発生時の状況を想定した上で積極的疫学調査等の保健所業務を実施する等が想定される。

イ 長崎県は、必要に応じて保健所設置市と協働して研修を実施する等の支援を行う。

（2）研修

- ア 長崎県は、保健所設置市との事前の調整に基づき、保健所設置市の実施する研修に対し、必要に応じて講師派遣や、部分開催、共催等による支援、企画への助言等を行う。
- イ 長崎県を第Ⅰ支援自治体として登録した IHEAT 要員を対象とした実践的な訓練を含む研修を実施する。
- ウ 長崎県が実施する研修を受講した IHEAT 要員に対し、国が実施する感染症の高度な研修等への受講を促す。
- エ 研修受講者に対しては、研修受講に係る旅費を支給する。

(3) 研修内容

- ア 以下の事項を実施する。なお、2.(2)②に示す事項に関連する研修等、必要に応じて研修内容を追加する。

① 感染症等の健康危機に関する基本的な研修

i. 感染症に関する内容

- ・ 感染症に関する基本的知識
- ・ 感染症法の運用・保健所での対応
- ・ 感染症発生時の人権・差別について
- ・ 積極的疫学調査の方法、個人情報取り扱い等
- ・ 業務の実施に当たっての留意点

ii. 健康危機管理に関する内容

- ・ 健康危機管理に関する基本的知識

② 感染症に関する応用的な研修

③ 感染症業務に関する実践型訓練

IHEAT 要員が保健所等において支援を実施する場合に行う業務を、支援を実施する場合と同様の状況で、実践的に実施する訓練

- イ 研修の実施に当たっては以下の点に留意する。なお、研修計画は、地域の実情に応じて柔軟に作成する。また、専門職能団体等と連携して実施することについても考慮する。

- ・ 実践型訓練を実施する。
- ・ 研修の実施に当たり、テストや面談等により受講の効果を確認し、必要に応じて追加で指導を行う。

- ウ 研修の実施に当たっては以下の教材等も活用する。

① e ラーニング・演習教材

国が作成し提供している教材を、研修のために利用する場合は IHEAT 事務局へ照会する。

② Web 研修

長崎県が独自に作成した教材を IHEAT 事務局が管理する e ラーニングシステム内に掲載し、県内の IHEAT 要員に対し Web 研修を実施することができる。利用する場合には IHEAT 事務局へ照会する。

6. 健康危機発生時の対応

(1) 支援の要請

I. 長崎県を第 1 支援自治体として登録している IHEAT 要員に対し支援を要請する場合

ア 長崎県は、健康危機発生時において、県職員による人員調整だけでは保健所等の業務への対応が困難な場合等の必要な場合に、長崎県を第 1 支援自治体として登録している IHEAT 要員へ、県立保健所の業務を支援するよう要請を行う。この支援要請を行っても対応が困難な場合は、長崎県が広域自治体として、第 2 支援自治体として登録している IHEAT 要員に支援の要請を行う。

イ 長崎県は、IHEAT.JP を用いて IHEAT 要員へ支援の要請を行う。要請の際には、IHEAT 要員に対し、支援が必要な期間、活動場所及び業務内容等を提示する。

ウ 長崎県は、IHEAT 要員へ支援の要請を行う際に、IHEAT 要員の本業の雇用主等に対し要請に必要な調整を行う。

II. 長崎県を第 2 支援自治体として登録している IHEAT 要員に対し支援を要請する場合

ア 保健所設置市が、第 1 支援自治体として登録している IHEAT 要員へ支援の要請を行っても必要な人数の IHEAT 要員を確保できない場合は、長崎県は広域自治体として、保健所設置市からの依頼に基づき、長崎県を第 2 支援自治体として登録している IHEAT 要員に支援の要請を行う。

イ 広域自治体としての長崎県が行う IHEAT 要員の派遣調整の方法、旅費や活動費の負担については、円滑な連携のために、依頼した保健所設置市と長崎県の間で柔軟に調整する。

※ なお、長崎県は、I.及び II.の派遣調整において支障が生じる場合、必要に応じて国に相談する。

(2) 活動中の対応

長崎県は、IHEAT 要員に対し、活動開始日に、必要に応じて地域における感染症の発生状況等や業務内容、担当する役割等を説明する。

(3) 活動の変更及び中止

長崎県は、本庁や保健所等の職員により、健康危機発生時に対応できる体制が確保

されると見込まれる場合、IHEAT 要員に対し活動の変更及び中止を連絡する。

(附則)

令和 3 年 8 月 25 日施行の新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材派遣に係る長崎県運用要領は廃止し、本要領は令和 6 年 3 月 15 日から施行する。
本要領は、令和 7 年 3 月 4 日から適用する。